

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月2日
【会社名】	シンバイオ製薬株式会社
【英訳名】	SymBio Pharmaceuticals Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 吉田 文紀
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目23番7号
【電話番号】	03(5472)1125
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員CFO 前川 裕貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋五丁目23番7号
【電話番号】	03(5472)1125
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員CFO 前川 裕貴
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき平成24年4月17日に提出しました臨時報告書の記載事項のうち、「発行価額の総額」、及び「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正内容】

下線部\_\_は訂正部分を示しております。

### 2 報告内容

#### 1．取締役に対する新株予約権

##### (4)発行価額の総額

<訂正前>

未定

<訂正後>

206,625,000円

#### (6)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

<訂正前>

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下「払込価額」という。）は、次に定める1株当たりの行使価額に上記(5)に定める新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は金570円とする。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日における大阪証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

（後略）

<訂正後>

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下「払込価額」という。）は、次に定める1株当たりの行使価額に上記(5)に定める新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は金570円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

（後略）

#### 2．従業員に対する新株予約権

##### (4)発行価額の総額

<訂正前>

未定

<訂正後>

245,499,000円

#### (6)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

<訂正前>

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下「払込価額」という。）は、次に定める1株当たりの行使価額に上記(5)に定める新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は金570円とする。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日における大阪証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は

切り上げる。  
(後略)

<訂正後>

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額(以下「払込価額」という。)は、次に定める1株当たりの行使価額に上記(5)に定める新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は金570円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

(後略)